

東洋史研究

第七十六卷 第四號 平成三十年三月發行

明代天順期の閣臣李賢と内閣政治の變容

宋 宇 航

はじめに

第一章 李賢の生涯と先行研究の限界

第二章 天順期の内閣人事

第一節 奪門功臣の活躍

第二節 短命の新内閣

第三節 李賢の擡頭と奪門功臣勢力の瓦解

第三章 閣臣の政治動向と内閣の性格

第一節 李賢の活躍

第二節 他の閣臣の政治参加

第三節 閣臣間の矛盾と合議制の維持

おわりに

はじめに

明代内閣政治史は、中國語圏では非常に人気の高い研究テーマであり、杜乃濟・王其策・譚天星・洪早清諸氏^①の内閣の全體像を描いた著作を筆頭に、これまでに豊富な成果が挙げられてきた。内閣の職掌・制度・性格などにわたって個別テーマの研究も大量に存在している。毎年報告される修士論文まで含めれば、研究成果は現在もなお増加の一途を辿っていると言つてよい。

しかし、従来の明代内閣の研究には大きな問題があることも指摘されてきた。田澍氏は「動態式」研究の成果に乏しいことを問題視し、孫熙隆氏も「動態的(式)」角度からの分析・論證が不十分であるために、現在の停滞状態がもたらされたと批判している。^② 田氏・孫氏ともに「動態」という言葉を、制度史を人間活動・事件の推移と有機的に結びつけた研究という意味で用いられている。こうした「動態式」研究の必要性が誰によって最初に提出されたかは不明だが、田氏や孫氏よりもっと古い時代の吳緝華氏も似た觀點を提出したことがある。吳氏は内閣制度の研究が官員・品秩・職掌など百科事典的な記述に終始しがちな點を批判し、制度が出現した背景や政治への影響を踏まえて、「活的研究」を行うべきことを主張したのである。^③

こうした主張があるにもかかわらず、内閣の閣臣たちの行動の具體例に即した検討となると、研究が進んでいるとは言えないのが現状である。内閣の制度上の権限以上に、皇帝からの信頼、兼任した官職の重み、閣臣自身の個性などさまざまな要因によって、彼らの實際の権力や行動が大きく左右されたことに、考慮が拂われなければならない。

一方、日本の明代史研究においては、社會經濟史・海域交流史などの分野が盛んだが、政治史・政治制度史に關する研究が少なく、いささか等閑視されているようである(その原因は今後別稿で検討する豫定である)^④が、阪倉篤秀・城地孝氏の研究は「動態式研究」である。^⑤ 例えば、阪倉氏は成化四年(二四六八)の「戴用上疏」事件を素材に、閣臣や吏部尙書な

どの方面の動向を考察し、内閣が吏部の人事権に介入する過程について検討している。このように、閣臣個人の行動のあり方や政治的事件の推移などの具體的課題へと、研究対象を轉換させていくことが求められているのである。

また、研究を停滞させた要因として見逃せないのが、内閣は宰相に當たるのか、内閣は宰相権力を持つのかという議論に拘泥する研究者の姿勢であった。そこでは大抵、明代の内閣は宰相制度と異なり、皇帝権に掣肘されそれに對抗する力がなかったという結論が導き出され、さらに、明代以来の専制主義中央集権體制の批判が續くというパターンに陥ってしまっている。ここでは明代内閣の研究は専制主義批判の手段にすぎないのである。その一方、内閣の閣臣たちがどのように政治に關與したのかを検討した研究が殆どないため、内閣の性格自體は依然として明らかになっていない。洪早清氏はこの点について、明代の内閣を宰相と比較し評價することは、當時の實態とかけ離れたものと批判し、また近年、中國専制體制という概念の限界およびそれに對する反省も提出されるようになってきた。^⑨我々は明代の内閣が宰相か否かという論争からいったん離れ、研究を進めなければならないのである。なお紙幅の関係もあるので、「宰相論争」および「専制主義批判」については今後別稿で検討したい。

本稿は明代内閣の性格について、宰相論争・専制主義批判には立ち入らず、「動態式」研究の姿勢から考察するものである。そのため、天順期（一四五七—一四六四）の内閣を對象として、特に閣臣李賢の活動を中心に検討を加える。天順期は内閣制度發達史から見て、重要な劃期をなす時代である。山本隆義氏は、天順期以後、兼帶する六部官職の序列によって閣臣たちの序列化が確立したと指摘している。また、氏によれば、閣臣としての李賢が吏部尙書の官職を兼任してからはじめて内閣の「首輔」になり、さらに首輔になることは「眞の宰相たる地位と権力」を掌握することであった。^⑩一方、譚天星氏は天順期内閣の發展を主に人事権の所在から説き、李賢が吏部出身であったこと、皇帝の信頼を得ていたために、「李賢内閣」は三楊（楊士奇・楊榮・楊溥）の時に比べ、吏部の権限にさらに干渉し、中央大臣の人選を左右するほどの力を持つに至ったという。^⑪

表一

氏名	閣臣任職期間
徐有貞	天順元年正月～元年六月
許彬	天順元年正月～元年七月
薛瑄	天順元年正月～元年六月
李賢	天順元年二月～元年六月、天順元年七月～成化二年十二月
呂原	天順元年六月～六年十一月
岳正	天順元年六月～元年七月
彭時	正統十四年八月～景泰元年閏正月、天順元年九月～成化十一年三月
陳文	天順七年二月～成化四年四月

山本・譚兩氏の指摘に共通するのは、天順期に内閣の地位と権力が上昇し、結局閣臣間の序列化が明確になったということ、それには吏部が関係しているということである。つまり、天順期以前は閣臣たちに上下関係はなく、首輔も存在しなかったものが、天順期以降、内閣が李賢の如き閣臣一人に掌握され、他の閣臣もこれに従属するようになるという序列化した内閣の圖式が描き出された。ここには、天順期の「李賢内閣」は内閣制度發達史の分水嶺を成したというニュアンスがある。

しかし、單純に首輔の出現または人事権の取得などの要素から李賢が擡頭したとし、それを内閣の發展だと判断するのは問題である。しかも、李賢の擡頭もしくは首輔登場の具體的な過程を明示しているわけではない。一方、彼以外の閣臣の動向を併せて検討することもない。英宗の復辟後、天順期に入閣した閣臣は八人である(表一參照)。李賢以外の閣臣に、何の政治上の動きもなかったことはあり得ないし、彼らと李賢を比較しない限り、閣内の上下關係の確立を言うこともできないだろう。現状では、李賢が内閣のリーダーシップを握ったり、閣臣の序列化が進んだとするのは假説の領域に屬する。さらに、兩氏は英宗復辟以來の政治背景を重要視していない。當時英宗は石亨・曹吉祥ら奪門功臣の力により復辟し、彼らはその功績を盾に國政にも介入してきたから、閣臣と功臣の間には、しばしば政治的緊張が走るようになった。王其築氏はこの点について、李賢の行動および功績に即して詳細に検討した、⁽¹²⁾ここから考えると、復辟直後の閣臣たちが奪門功臣に強く影響されたとすると、自己保全さえも困難だったのであり、人事権を奪うことなどは不可能であろう。したがって、英宗・閣臣・奪門功臣間のやりと

り、あるいは李賢の擡頭の過程を飛び越えて直接に吏部の人事権の争奪を論じることができない。

ただし、王其桀氏の研究は政治背景を指摘し、特に李賢の行動を検討したものの、閣臣たち全體の考察を欠いている。その上、王氏の判断基準に専制主義批判がつねにあるため、英宗に對する評價は低く、英宗のような皇帝の下では、李賢が活躍できる餘地は少なかったという結論を導いているに過ぎない。

したがって、本稿は「首輔」「人事権」など制度的な考察ではなく（内閣の吏部への關與は將來検討したい）、李賢やその他の閣臣の政治活動を再検討しようとする。以下、英宗復辟の時點まで遡り、内閣政治の變容過程を考察するが、その際には、英宗・閣臣・奪門功臣間の政治的關係を主軸に取り、閣臣たちそれぞれの入閣の原因、入閣後の動向に即して議論を進めていくことにする。ここからは、天順期の内閣が如何なる全體像を呈したのか、閣臣の序列化が本當に實現したのかという疑問を明らかにすることができるだろう。

第一章 李賢の生涯と先行研究の限界

まず、李賢の生涯、特に職歴を簡単に紹介しよう。

李賢は永樂六年十二月十六日（一四〇九年一月一日）の生まれで、字は原德、河南の南陽鄧州出身である。宣德七年（一四三二）、河南の郷試で第一位となり、翌年進士になると、山西河津に派遣され蝗害の調査に当たったところから、官僚としての経歴を始めた。その際、天順期に閣臣を共に務めることになる薛瑄を訪問している。正統元年（一四三六）に吏部驗封司主事、正統十年に吏部考功司郎中、後に吏部文選司郎中になり、主として吏部のポストで昇進を重ねた。正統十四年、英宗の親征に隨行した後、土木の變から脱出して北京に戻ると、景泰二年（一四五二）、兵部右侍郎への破格の拔擢を受けた。景泰三年、皇帝の命を受けて四川の官吏の考査に當たり、同四年に北京に戻って戸部右侍郎に、翌年には吏部右侍郎に轉任した。英宗が復辟した時、翰林院學士を兼任してついに入閣を果たし、まもなく吏部尙書に昇進した。その

後、彈劾されて徐有貞（當時の閣臣）と共に投獄されたが、翌日には釋放され、福建布政使司右參政に左遷されかけたものの、吏部左侍郎の官職を得て北京に残った。まもなく吏部尚書兼翰林院學士に復職し、天順二年（一四五八）、皇太子（後の憲宗）の輔導を任されている。天順五年、太子少保を加官された。天順八年に憲宗が即位した後、少保吏部尚書兼華蓋殿大學士知經筵事に昇進し、光祿大夫柱國の散階と勳位を加官された。同年にはまた、『英宗睿皇帝實錄』（以下、『明英宗實錄』と略す）の編纂の主管となった。成化二年十二月十四日（一四六七年一月十九日）に死去、享年五十九歳。特進光祿大夫左柱國太師を贈られ、文達の諡號を受けた。¹³

以上の簡単な経歴だけでも、李賢が政界での浮沈を経ながらも、政治経験を豊富に有し、位人臣を極めて最終的な成功を収めた人物であることがわかる。彼は同時に多くの著作を残しており、それらは女婿の程敏政が李賢のために編集した『古穰集』に収録されている。『古穰集』は全三十卷、奏議二卷、書一卷、記二卷、序三卷、説題跋一卷、神道碑四卷、墓碑一巻、墓表二卷、墓誌二卷、行狀傳一卷、祭文銘箴贊賦哀辭一卷、古今體詩二卷、和陶詩二卷、『天順日録』（單行本もある）二卷、雜錄奏疏雜文三卷といふさまざま作品からなる。¹⁴

このうち、『天順日録』は李賢が天順期に経験した政治活動を記録したもので、本稿で扱う英宗・閣臣・奪門功臣の政治的關係を知るための三者のやりとりが細かく記録されている。特に李賢と奪門功臣との闘争や英宗から信頼を勝ち得ていった過程について詳しく記されている。また他の史料と比較すると、例えば、李賢は奪門功臣たちとの關係を隠す意圖が見られる（後文で詳述）など、李賢の政治的意圖をそこに読み取ることができる。なお、『古穰集』には李賢の奏議も収録されているが、天順期に關するものは殆ど昇進・恩賞に對する辭退・謝恩の文章であり、本稿のテーマには直接關聯しない。

前述のように、明代の閣臣たちの具體的行動は未だ研究の主要テーマとはなっていない。李賢その人に限っても先行研究は多くはなく、現時點では暴鴻昌氏の研究¹⁵が代表作である。暴氏は李賢が天順期の政局で發揮した役割、さらに「一代

相業」を實現できた原因について検討した。暴氏によれば、李賢が果たした役割は次の六つ、①「正君徳（君主の徳義を糾正する）」、②「恤民生（民衆を救恤する）」、③「進賢才（賢才を推薦する）」、④「廣言路（建言の道を開く）」、⑤「抑佞幸（奸臣を退ける）」、⑥「靖邊徼（境域を安定させる）」にまとめられる。一方、李賢が成功を収めた原因としては次の四つ、①李賢が道理をもとに皇帝を諫めたこと、②内閣の成員たちが一致協力していたこと、③李賢が寛容な姿勢で臨み、政争を緩和させたこと、④李賢が理學・經世思想を保有していたことであつたという。

暴鴻昌氏による李賢の評価は高く、完全無缺な人物との印象すら與えるものだが、そこに暴氏の研究方法の問題が存在するように思われる。暴氏が擧げた六つの役割とは、すべて程敏政『篁墩文集』卷四十の「李公行狀」の末尾に見える稱贊の文言であるから、これをもとに李賢を評價すれば偏りは避けがたい。

暴鴻昌氏に續き、龐乃明氏・高會霞氏・孫志鵬氏の成果があるが、李賢の政治的功績を論じるだけで、新たな進展は見られない。三氏はいずれも、李賢の活躍で明王朝は天順初期の危機を乗り越え、政治的安定が達成できたとする。孫氏だけは李賢の功業の限界も指摘したが、その責任は専制主義中央集權體制の問題、つまり内閣の權力が皇帝と宦官に制約されてきた點に歸せられている。しかし、このことは李賢のみならず、すべての閣臣に當てはまるものである。

暴氏の研究に戻ると、氏はまた正徳期の閣臣王鏊の言説を引用し、李賢を高く評價したが、そこには、
 國朝「三楊」より後、相業賢に如く者無し。其の君を得ること最も久しく、亦た能く才猷を展布す。¹⁷⁾

とあり、明代の閣臣のうち、楊士奇・楊榮・楊溥の三人以降では、李賢が宰相としての功績が最も高かつたとされる。李賢は君主からの信頼が最も厚く、自分の才能を發揮することができた。後世の『明史』の評価も、

三楊より以來、君を得ること賢に如く者無し。¹⁸⁾

とするが、これは單に王鏊の意見を引き寫したものにすぎない。王鏊は成化十一年（一四七五）の進士であり、李賢と同時期の人物ではない。李賢についての評價はどれほど眞實または誇張があるかはわからない。しかし王鏊も『明史』も、

李賢の記述にはまだ續きがあり、この引用部分だけを見ると、それらの文意を見誤ることになってしまう。王鏊はいったん李賢を賛美した後、一轉して李賢を次のように描いているのである。

然れども當時に在りて、賄を以て聞こえ、亦た頗る恣横なり。¹⁹⁾

王鏊は李賢が賄賂を受け、専横に振る舞っていたと非難した。さらに、後文では李賢が閣臣岳正・都給事中張寧を排斥し、廣東巡撫葉盛を中傷し、翰林院修撰羅倫を左遷させたこと、具體的な事例を列挙している。一方、『明史』も岳正・葉盛・羅倫の排斥については「尤も世の惜しむ所と爲ると云う（尤爲世所惜云）」と記すとともに、李賢が代宗から拔擢を受けたにもかかわらず、その著作では代宗を「荒淫」と貶めたという事實も記録している。王鏊も『明史』もまずは李賢を稱賛するが、續いてすぐ非難を始める。李賢を一方的に褒め讃える研究は客観性を缺いたものと言えよう。

また、先行研究の最も大きな問題點は、李賢を明代内閣研究の視野に入れて検討する觀點に乏しかったことである。従來の研究は内閣に注目せず、専ら傳記的視點から李賢を紹介し、その功績を稱賛するものであった。暴氏は他の二人の閣臣、彭時と呂原にも言及し、且つ『明史』の記録も引用して、閣臣たちの「團結一致」を指摘したが、内閣の具體的な活動、とりわけ彭時・呂原ら天順期の他の閣臣の行動については詳しく考察していない。一方、李賢と他の閣臣の關係については、前述の岳正の事例によっても、むしろ内閣の「不一致」の側面がうかがえる。また、彭時自身が『彭文憲公筆記』に李賢の評価を書き残しているが、その一つには、

蓋し李人と爲り自ら尊大を好み、往往にして是非を顧みず、己れの志を直行すること此くの如し。²⁰⁾

とある。おそらく彭時は李賢に不満を抱いており、内閣の當事者自身も彼との「團結一致」など考えていなかったのである。以上、これら先行研究の問題は、李賢個人に注目するあまり、天順期の内閣政治という背景まで説き及んでいない點である。

つまり、明代天順期の内閣政治の性格およびその展開過程には、なお明らかになっていない點が數多くある。史料の豊

富さの點から、李賢を議論の中心に据えざるをえないが、他の同時代の重要人物、例えば皇帝・閣臣・奪門功臣らの動向にも注意を拂う必要がある、これによって内閣政治の全體像を明らかにできよう。次章では、英宗の復辟以後の閣臣の昇進・更迭など人事の面に注目し、皇帝・閣臣・奪門功臣の間の政治關係の變動を考察する。

第二章 天順期の内閣人事

第一節 奪門功臣の活躍

天順元年（一四五七）正月十七日、武清侯石亨・都督張軫・左都御史楊善・左副都御史徐有貞・司設監太監曹吉祥らは軍隊を率いて南宮に入り、北京への歸還後代宗に軟禁されていた太上皇朱祁鎮（英宗）を擁立して復位させた。⁽²¹⁾ 石亨らが起こしたこの復辟事件は歴史上「奪門」と呼ばれる。⁽²²⁾

まず、奪門への参加を理由に昇進した人々を追跡しよう。成化・弘治期の閣臣である尹直の『耆齋瑣綴録』には、⁽²³⁾

英廟復辟の初め、凡そ擁戴（おさ）に與かる者皆な陸職を得、之れを奪門功次と謂う。⁽²⁴⁾
とあり、復辟に参加した者はみな昇進に與かつたとするが、これは尹直の實體驗にもとづくものである。天順期の監察御史であつて奪門功臣に迫害された楊瑄の『復辟錄』によると、その數は六千餘人に及んだとされ、⁽²⁴⁾ 昇進者が多數に上つたことに疑問の餘地はない。また、石亨・曹吉祥・徐有貞ら事變の主導者こそ最大の受益者であらう。彼らは莫大な權力を獲得し、皇帝の政策決定を左右し始めるまでになつた。

一方、事變によつて失脚した人々もある。土木の變後の緊迫した情勢の下、北京で軍隊の指揮をとりエセンを撃退した于謙は處刑された。閣臣の王文も共に處刑されている。注意すべきは、高穀一人を除き閣臣たちはすべて處罰されたことである。陳循と江淵は流刑に處され、蕭鎡と商輅は免官されて庶人となつた。彼らの罪狀については、于謙・王文・江淵

らは皇太子の改易、汪皇后の廢位の責任が問われ、陳循・蕭鎡・商輅はこれを阻止せず黙従した點が問責された。さらに、于謙と王文は私黨を立て、代宗が危篤状態に陥った後、「外藩」を迎えて即位させようとしたこと、陳循・蕭鎡・商輅・江淵らはそれを告発しなかったことも、罪状に加えられた。⁽²⁵⁾

ここで重要なのは、これらの罪状が眞實であつたかどうかよりも、于謙・王文らが失脚したという事實そのものである。彼らが代宗に信頼され、國政を主導していたために、奪門の際には眞つ先に打倒の対象となつたのである。王文の權勢は特に名高く、

時に王文 威權赫奕にして、之れに忤^{さから}う者必ず死す。⁽²⁶⁾

といわれるほどであつた。嘉靖期の工部尙書であつた雷禮は『國朝列卿記』で、王文が皇太子改易を主張したとき、陳循らはみな「唯唯」とするばかりで、胡濙らの大臣も争辯できなかつたと述べている。⁽²⁷⁾このように王文は景泰期に最も信頼され、權力を振るつたが、他の閣臣も皇太子の改易に参加したことで、代宗から恩賞と昇進を受けたのである。

後になって、陳循・蕭鎡・商輅らは、自らまたは門人・子孫を通じて、自分は改易に反対であつたと述べているが、これは自己辯護に過ぎないだろう。彼らが心から改易に賛成したかは不明であるにしても、皇太子改易を促進する側に立つていたことは間違いない。⁽²⁸⁾

閣臣のうち唯一處罰を免れたのが高穀である。彼は事變の翌月に英宗に致仕を申請し許されている。しかし、高穀も景泰三年四月に、他の閣臣と共に代宗から銀の恩賞を受け取つたことが知られる。しかも、彼が受け取つた銀は百兩に上り、江淵らの五十兩よりも多かつた。高穀も皇太子改易の責任を逃れられない立場だつたはずだが、⁽²⁹⁾どうして身の保全に成功したのか。その理由はおそらく、彼が景泰期に英宗の權益を守つた所にある。英宗がオイラートから歸還したとき、代宗が決めた「回鑾」の儀禮に對して、高穀はさらに盛大な儀式を行うべきだと主張した。代宗は建議を却下したが、高穀のこの行爲は朝廷で大きな反響を呼び、王直・胡濙ら永樂期からの大臣の支持を受けることになつた。⁽³⁰⁾高穀が英宗に許さ

れたのは、この記憶が長く残っていたからである。

以上のように、英宗の復辟成功と同時に、景泰期の内閣閣臣は誰も留任できず肅清され、新しい閣臣たちが直ちに任命されることになった。事變の當日、徐有貞が左都御史兼翰林院學士で入閣した。また、太常寺卿許彬も禮部右侍郎兼翰林院學士に昇進し、徐有貞と共に入閣した。許彬は石亨と深い関係があり、その入閣も石亨の推薦による。⁽³¹⁾ 二日後、大理寺卿薛瑄も禮部右侍郎兼翰林院學士に昇進し入閣した。こちらは楊善の推薦を受けたからである。⁽³²⁾

李賢の登場はその後のことで、同年二月に吏部右侍郎兼翰林院學士の資格で入閣を果たした。では、李賢が入閣できた理由は一體何だろうか。『天順日録』によれば、石亨はかつて李賢の入閣を誘ったが、李賢本人が断つたという。⁽³⁴⁾ そして、李賢自身は自分の入閣が「衆論」によるものだと主張している。⁽³⁵⁾ 石亨らはその後英宗に肅清されるから、李賢には彼ら奪門功臣たちとの関係を隠そうとする意圖が働いた可能性が高い。『睿齋瑣綴録』は、はっきり李賢は張軌の推薦で入閣したと述べる。⁽³⁶⁾ 同書の全體を見ても、李賢を批判したところはないので、この記事も知っていることをそのまま記したものであろう。また、成化・弘治・正徳・嘉靖四代に歴仕した王瓊が書いた『雙溪雜記』によれば、李賢は徐有貞と共に曹吉祥の推薦で入閣したとされる。⁽³⁷⁾ 李賢の入閣は奪門功臣（石亨・張軌・曹吉祥のうち誰であるにせよ）の推薦を受けたものである。一方、李賢の言う「衆論」も百官の公論の意味であり、奪門功臣も百官に属するのだから、これらの記録を考え合わせると、石亨ら奪門功臣が他の大臣たちと共に李賢を推薦し、彼の入閣を實現したとするのが妥當であろう。⁽³⁸⁾

その後の閣臣たちの動きを見ると、徐有貞は事變の翌日兵部尙書となっているが、同年の三月、さらに武功伯に封ぜられた（同時に李賢は吏部尙書に昇進した）。徐有貞はこのとき石亨を介して爵位を求めたが、石亨より英宗への進言を得てはじめて武功伯の爵位を獲得したのであった。⁽³⁹⁾ ここからは奪門功臣の間でも、石亨と徐有貞に、權威の格差のあったことがわかる。三日後、徐有貞は華蓋殿大學士（殿閣大學士稱號の最上位、嘉靖期に中極殿大學士に改名）を兼任し、勳號・散官および誥券を授けられた。五月に入ると、許彬と薛瑄が禮部左侍郎に昇進した。⁽⁴⁰⁾

以上、奪門以降の内閣閣臣の人事變動の過程をたどってきた。ここで四人が入閣を果たした理由は、いずれも奪門功臣との關係に由来するものであった。ただし、薛瑄だけは特殊な人物である。

本朝の仕宦の中、理學を以て務めと爲す者、惟だ薛文清一人のみ。⁽⁴¹⁾

薛瑄は理學に造詣が深く、後世に與えた影響もむしろこちらの方が大きかった。政治家というより、理學家としての榮譽が高く、彼を閣臣に推した目的には、奪門功臣が理學者を自分の味方にしようとする動機があったのかもしれない。

さて、奪門功臣の推薦で入閣できた四閣臣のその後の石亨らとの關係はどのようなものとなったのか。李賢自身が閣臣と奪門功臣の關係について次のように述べている。

初め、太監吉祥 迎立の功有るを以て國政に與かるも、文墨に通ぜず、事の司禮監に歸するを恐れ、此れを以て極力贊説し、凡事二學士と商議して行う、意に籠絡して己れに附せしめんと欲す。⁽⁴²⁾

ここからは曹吉祥が徐有貞・李賢との間に協力關係を築いていたことがわかる。さらに、李賢はこれに續けて一つの事例を挙げ、山東の災害救済金増額の問題について、英宗の前で、徐有貞・李賢・曹吉祥が合同で検討した様子を述べている。その結果、救済金の増額も決定された。⁽⁴³⁾ 閣臣と奪門功臣が當初は良好な關係を維持していたことが窺われるのである。

第二節 短命の新内閣

しかし、天順元年の「蜜月」期は長くは續かず、六月に入ってから、閣臣四人は全員失脚することになった。まず、石亨が徐有貞と李賢を訴え、英宗は「欲獨專擅威權、排斥勛舊（徐有貞と李賢は獨斷專權し、功臣を排斥しようとした）」の名目で二人を錦衣衛獄に投獄させた。一方、薛瑄は同月に高齢と病氣を理由に致仕した。⁽⁴⁴⁾ 翌月、許彬も南京禮部左侍郎に左遷され、さらに八月には陝西布政使司右參政に貶された。⁽⁴⁵⁾ なぜこれほど短期間のうちに、閣臣・奪門功臣の關係が急速に悪化し、全員閣外に出されることになったのか。特に、徐有貞は閣臣であるだけでなく、石亨・曹吉祥らの同盟者でもあつ

た。また、この新内閣を樹立した中心人物は石亨である。どうして自身の手でそれを壊滅させたのだろうか。

徐有貞はもともと、入閣前は奪門のリーダーであり、英宗の復辟を直接に劃策して、軍隊を主導したのである。それにもかかわらず、かつての盟友は反目しい、自身は迫害を加えられることになった。両者が險悪になった原因は、『明英宗實錄』に、

既に政を執り、亨及び吉祥の貪横なるを以て、之れを正さんと欲し、數しば上に言う。⁽⁴⁶⁾

とある。また、『明史』には、

有貞既に志を得れば、則ち自ら曹・石に異ならんと思ふ。⁽⁴⁷⁾

とある。徐有貞は石亨・曹吉祥らと同じ陣營に属していたが、入閣後は石亨らの「貪横」を正そうとしたのであった。徐有貞は石亨・曹吉祥の貪欲専横とは志向を異にし、彼らとの關係を断つたのであろう。徐有貞の心中を明らかにするのは不可能であるが、石亨・曹吉祥らが本當に「貪横」だったかどうかにかかわらず、石亨らと徐有貞が決裂したことは明らかである。しかし、なぜ徐有貞はこれほど早く奪門功臣の攻撃を招くことになったのか。徐有貞・李賢はどうして「欲獨專擅威權、排斥勛舊」とされたのか。また、他の閣臣許彬・薛瑄の失脚の原因は何か。これらの問題點を解明するには、徐・李の投獄前の五月まで遡らなければならない。五月に起きた監察御史楊瑄の上奏事件を見てみよう。

楊瑄は直隸の府縣が連年水害に見舞われ、民衆が飢餓状況に陥っているにもかかわらず、石亨が直隸河間縣の一郷の田を占據し、また、曹吉祥も眞定府饒陽縣の耕地を占據したことを訴え出た。英宗は徐有貞と李賢を呼び寄せ、楊瑄の上奏文を閲覽させたが、徐有貞・李賢が共同で提出した意見は、

瑄の言う所公正にして、權幸を避けず、宜しく其の請に従うべし。⁽⁴⁸⁾

とあり、楊瑄の主張の公正さを認め、彼の上奏に同意するものであった。それだけではなく、徐有貞・李賢二人は石亨と曹吉祥を「權幸」と罵り、石・曹二人の行爲を批判する立場を表明したのであった。楊瑄の上奏後、張鵬ら十三道監察御

史は一齊に石亨の彈劾を行なおうとした。ところが、石亨は反訴し楊瑄や張鵬ら御史を入獄させた。尋問の結果、彼らは右都御史耿九疇・右副都御史羅綺の教唆によると供述したため、耿九疇・羅綺兩名も投獄された。結局、彼ら二人は徐有貞と李賢の指示で石亨を彈劾したと訴えられた。

其の有貞及び賢に阿附し、御史を主使して亨を劾せしむと謂う。⁽⁴⁹⁾

徐有貞・李賢はそのために入獄したのであった。こうして、徐有貞と李賢は楊瑄らの事件に巻き込まれることになった。これが冤罪か否かは不明であるが、耿九疇が李賢に諂い結託していた件については根拠がある。耿九疇は李賢の推薦を得て右都御史に就任していたからである。⁽⁵⁰⁾

一方、薛瑄・許彬の失脚については、彼らが徐有貞・李賢と共に楊瑄の上奏に同調したからなのかどうかは證明できない。しかし、同じ五月の『明英宗實錄』には、閣臣四人一同で皇帝に進言した記録が見つかる。閣臣四人はともに邊境防備の意見書を提出し、英宗から批准を得ている。閣臣たちは以前に削減された紫荆・倒馬・龍泉谷の關所の兵士を増員することを求めたが、問題なのは、以前にこの關所の兵員削減案を提出した者こそ、石亨その人であったことである。⁽⁵¹⁾ この件からは、閣臣たちが一致して石亨に對抗しようとしていたことが窺える。

また、李賢の辯によれば、徐有貞らを訴えたのは石亨だけではなく、曹吉祥も英宗に讒言していたとされる。曹吉祥が訴えたのは「内閣専權し、我輩を除かんと欲した」⁽⁵²⁾からであった。曹吉祥の攻撃対象は、徐有貞・李賢二人だけに止まらず、内閣全體に及んでおり、閣臣一同が同じ立場に立っていたことがわかる。薛瑄・許彬は單に徐有貞・李賢に黙従しただけであったため、このときの處分は致仕と左遷で済んだのだろう。しかし、二人もそのまま無事ではいらなかった。一年後の天順二年六月、在任中の誥文執筆のミスを理由に責任を追及され、巡按御史の尋問を受けることになった。本来なら杖刑を加えられるべき所を刑罰は免除されたが、許彬は致仕させられたのであった。⁽⁵³⁾これは明らかに奪門功臣による報復である。このように、石亨と曹吉祥は閣臣らに對抗して全面的に攻撃を仕掛け、自ら樹立した内閣を今度は自らの手

で崩壊させたのであった。

ここで注意すべきは、石亨と曹吉祥が「内閣専權し、我輩を除かんと欲した」という攻撃の理由である。おそらく内閣は徐有貞と李賢を中心に朝政を掌握し、奪門功臣たちを權力の中樞から排除しようとしていたのではなからうか。奪門功臣の立場から見ると、内閣は耿九疇らと朋黨を組み専權志向を示していた。曹吉祥の主張には奪門功臣と閣臣が共同で政務を擔當すべきだという意志が込められている。それ故、閣臣たちが奪門功臣の掣肘から抜け出して對抗することは許されない。これこそが石亨と曹吉祥が閣臣たちを一掃した動機であろう。政治面では石亨と曹吉祥の朝政支配がつづき、英宗も多くの人事について彼らに譲歩しつづけていた。この間、英宗は徐有貞と李賢が無罪と知っていたとしても、閣臣たちを犠牲に供したのである。

しかし意外にも、徐有貞と李賢は投獄後一日で釋放された。その理由も不可思議で、投獄されたその夜、雷電と大風が発生して、曹吉祥の家の正門前の老木がすべて折れ、石亨の家に一尺あまりの水がたまり、冤罪であることが明らかになったからだという。⁵⁴ただ徐有貞のその後は順調でなく、廣東右參政に左遷の後再び投獄され、雲南の金齒衛に追放されたのであった。⁵⁵奪門功臣の攻撃を唯一免れたのは李賢であった。李賢は七月には復職し、文淵閣を管掌するよう命じられた。⁵⁶一方、新たに入閣したのは呂原と岳正である。通政使司左參議呂原は徐有貞と李賢が釋放された当日に翰林院侍講兼任で入閣し、その三日後、岳正は翰林院修撰の資格で閣臣となったのである。⁵⁷さらに翌月に復職した李賢を加え、英宗復辟後の「第二期」内閣が生まれた。

呂原と岳正については、嘉靖期の翰林官であった廖道南の『殿閣詞林記』によれば、

時に忠國公石亨 太監曹吉祥と寵を怙み擅權す。匿名の書を投じて朝政を指斥する者有り。…(中略)…亨 上に勧めて
 榜を出し能く捕告するものを募り、賞するに三品の職を以てす。上 内閣をして榜格を撰せしむ。岳正 呂原と上に見
 えて曰く、爲政 自ずと體有り、盜賊 兵部に責め、姦充 法司に責む、豈に天子自ら榜を出し購募するの理有らんや。⁵⁸

とある。閣臣二人はこのようにうわべでは英宗の命令に反論しているが、發言の意圖は明らかに石亨らの専横に對する非難であろう。呂原・岳正の二人とも奪門功臣に反對する側に立っていたことがわかる。なかでも、岳正は英宗に曹吉祥・石亨を除くように進言し、二人を離間することを狙っていた。また、曹吉祥に兵權を返上させ、石亨の不逞を摘發しようとした。しかし、岳正の試みは失敗に終わる。曹吉祥と石亨は、岳正が徐有貞の投獄（二回目）時に、彼を復職させれば「天變」が消えるという上奏をしたことを持ち出し、徐有貞との結託という名目で岳正を弾劾したのであった。結局のところ、岳正は地方に左遷された。⁵⁹

岳正が奪門功臣の兵權放棄をすすめたことは、例えば、崔銑が嘉靖九年（一五三〇）に書いた『明臣十節』に具體的な記述が見られる。岳正はまず英宗に「内臣武臣の權重し」と進言し、英宗の指示が下されないうちに、「上將に疑心有らんとす（兵權を返上しないと皇帝が疑うだろう）」との理由で、曹欽（曹吉祥の養子）や石彪（石亨の姪）に兵權を返上させようとしたのである。天順元年六月時點で、曹欽は左都督、石彪は遊擊將軍右都督を擔當していた。⁶⁰特に石彪はずっと軍隊を率いてモンゴル人と戦っていた。その後、曹吉祥が罪をわびた際に、英宗は岳正の「漏言」を責め、彼を左遷したのであった。⁶¹以上から、岳正が徐有貞の側に立ち、奪門功臣に反對する姿勢を明確にしていたことがわかる。英宗は意圖して石亨らに反對する人物を選んだと言えるだろう。岳正は英宗の意向で入閣し、そして英宗を代辯して奪門功臣に對抗した。しかし、岳正の行動はあまりに露骨すぎ、英宗が苦しい立場に置かれたため「漏言」を口實に政治鬭争の犠牲に供され、中央權力から追放されたのであろう。

では、李賢は復職後どうしていたのだろうか。彼は岳正と違い、保身のための策略をとっていた。英宗の呼び出しがあった場合だけ、皇帝のところに行き、呼び出しがなければ、文書を密封献上する政務を行うだけであった。李賢自身はたとえ十日間召見がなくとも、決して皇帝との面會を求めることはなかった。⁶²

岳正が左遷されてまもなくの九月、彭時が太常寺少卿兼翰林院侍讀として入閣した。⁶³今回は二度目の入閣である。彭時

は正統十四年の土木の變以後、商輅と共に一度入閣したことがあったが、間もなく服喪によって朝廷を離れ、英宗復辟まで復職できなかったのである。『彭文憲公筆記』には、

上 文華殿に御し、臣時を召して入見し、榻前に近づけしめて問いて曰く、爾時正統十三年の狀元なるか。…(中略)…上笑いて曰く、正に好く用事せよ、外に出て酒飯を喫し去け。時叩頭して退く。已にして命下り、着して文淵閣に辦事せしむ。⁽⁶⁵⁾

とあり、彭時は入閣が英宗の拔擢によると主張している。また、彼は同じ著作の中で、奪門功臣（負權寵者）が徐有貞・李賢の失脚後、彭時と結ぶためにその入閣を推薦しようとしたが、斷然拒絶したと述べている。『明史』にも

閣臣三楊より後、進退の禮甚だ輕し。帝の親擢する所と爲る者、唯だ時と正の二人のみ。⁽⁶⁷⁾

とある。彭時の入閣は岳正の場合も含め、奪門功臣の應援よりも、皇帝の意志によるものだったのであろう。事實、同年の七月、石亨は貴州布政司左參議盧彬と南京太常寺少卿王謙の入閣を推薦したが、二人とも英宗に拒絶されている。石亨の面子を守るために、王謙を北京の太常寺に轉じさせただけに止まったのである。⁽⁶⁸⁾ただし、閣臣全員が英宗自身の意志によって選ばれたとまでは證明できず、例えば呂原の入閣の経緯は不明である。しかし、以上の検討からも、英宗が閣臣の人事権では自立傾向を見せ始めたと判斷してもよいのではなからうか。復辟の當初と比べ、奪門功臣たちの推薦に従うことは少なくなつたのである。

第三節 李賢の擡頭と奪門功臣勢力の瓦解

岳正が左遷された後、李賢・彭時・呂原の三者は「長期内閣」を維持していた。呂原は天順六年に病死したが、李賢と彭時は成化期まで閣臣を務めていた。しかし、石亨・曹吉祥らの勢力がこれら閣臣たちと和解し、中央政治を安定させたようには見えない。李賢は復職後、自ら「立意退避」と語っていたけれども、實際の行動を見ると、奪門功臣勢力と對抗

しつづけていたように思われるのである。

英宗は李賢の「退避」行爲を知ると、李賢に毎日朝見するよう命じた上、奪門功臣による恣意的な人事介入にも不満の意志を表明した。李賢の朝廷人事についての發言力が大きくなったのはこのときからである。李賢自身の記録によれば、

凡そ左右人を薦むるに、必ず賢を召して其の如何なるかを問う、賢の以て可と爲す者即ち之れを用い、應ぜざる者即ち用いず。⁽⁶⁹⁾

とある。ただし、この表現には誇張が多い。例えば、天順二年二月には、英宗が、李賢に缺員となった兵部尙書に誰が適任か尋ね、李賢は馬昂・寇深の二人を推薦したが、その後、英宗はまた吏部などの堂上官にも推薦するよう命令した。彼らは皆そのまま同じ二人を推薦したために、馬昂を兵部尙書に任用したのであった。⁽⁷⁰⁾ これを見る限り、李賢の推薦した人物を英宗が直ちに任命したとはいえない。李賢が推薦したのは二人の候補者であり、英宗が最終的な決定をする必要があった。また、彼ら候補者たちについては、他の大臣・衙門の意見も求められていた。しかし、李賢が英宗から得た信任が厚かったのは疑いない。英宗が最初に尋ねたのは李賢だったし、他の衙門の長官たちも李賢が出した候補者に反対を唱える者はなかった。李賢の朝廷における影響力が強化されたことが窺えるだろう。

李賢は奪門功臣にさらに攻撃をしかけた。天順三年五月、英宗は自身の復辟について李賢の考えを尋ねた。李賢は復辟の實行に自分も誘われたが、それを不可として参加しなかったと述べた。もし代宗が不治になったら、百官が上奏して英宗を復位させるのが當爲であって、石亨らの復辟の實行は富と地位を目当てにしたものに過ぎず、もし逆に行動が失敗に終わったら、陛下はどうやって辯解できたでしょうかと意見を開陳したのである。英宗は李賢の考えに大いに満足したという。⁽⁷¹⁾

李賢の言う、百官が上奏して英宗を復位させるといふシナリオは必ずしも確実性がなく、ただ英宗の機嫌をとるためのものである。于謙・王文が外藩から次代の皇帝を迎立する可能性もあったからである。しかし、奪門功臣たちが復辟を強

行したことを非難するのは理にかなったものであった。この冒険行爲が失敗したら、英宗は最大の責めを負わされたはずである。英宗もこれを悟ったからこそ満足の意をあらわしたのである。

この後、英宗による奪門功臣の排除が始まった。まず天順三年八月一日、定遠侯石彪が錦衣衛獄に投獄された。このとき石彪は鎮守大同の職を得ようと、致仕千戸楊斌ら五十三人に推薦の上奏をさせたが、英宗にその陰謀を察知された。楊斌は逮捕・尋問され、結局石彪は言官に告發されたのである。⁽⁷²⁾石彪の投獄は疑獄事件の連鎖を引き起こした。『明英宗實錄』を天順三年八月から四年二月まで調べると、毎月どころか、二三日に一回は、石彪・石亨の聯繫者が處罰された記事が見られる。天順四年二月十六日、石亨は獄死し、二十日には石彪も處刑された。⁽⁷³⁾

この疑獄事件はどれほどの規模に上ったのだろうか。天順三年十一月の記録を例に取って見ていくことにする。

天順三年十一月二十一日、復辟參加の理由で昇進した「冒陞」の者は三か月以内に自首せよとの敕命が降った。そうしないと親族まで連座させ、廣東・廣西・貴州に追放して兵役に服させられるとされたが、兵部で當時昇進した人数を調査すると、石亨以下千五百三人、張軌以下千二百八十九人、張輓以下九百三十六人、曹吉祥以下二百七十一人もの數に達したという。⁽⁷⁴⁾奪門功臣の勢力の大きいことをよく窺わせるものであろう。このうち追及を受けた者はさわめて多數に上った。しかも兵部の摘發リストは石亨の勢力だけではなく、張軌・張輓・曹吉祥の三人も對象に擧げていることから、打倒の對象は石亨のみならず、奪門功臣の勢力全體に及んでいたことがわかる。

英宗が自首の命令を下したのは、奪門功臣のリーダー以外の末端部から肅清を始めた時期であった。この時点で石亨自身はまだ罪を問われていなかったが、皇帝との關係は悪化する一方であった。四年正月に錦衣衛指揮同知遼果の上奏により、石亨は逮捕されたのだが、⁽⁷⁵⁾このときの李賢の動靜も見逃してはならない。英宗が自首の命令を下した翌月、李賢は英宗から再度「迎駕奪門」の功績について尋ねられたが、彼らは自分の功績を誇張して言ったに過ぎないと返答している。⁽⁷⁶⁾李賢は奪門の合法性を否定し、英宗もこれに同意して「奪門」という語の使用を禁止したのである。

李賢の召對は、三年五月と十二月の二回が重要で、一回目は石彪の投獄の直前、二回目は石亨の投獄の直前に當たる。李賢の二度にわたる發言が、奪門功臣打倒の動きの發端とその勢力の終焉（主に石亨勢力。曹吉祥の失脚は翌年七月）の時期とほぼ一致するのである。英宗にとつては、李賢が奪門功臣に反對する姿勢を表明してこそ、後顧の憂いなく行動に移れる。もし閣臣たちが奪門功臣の側に立つたら、あるいは、中立・曖昧な態度をとつたら、英宗は彼らの反抗も懸念しなればならない。それ故、李賢の態度表明が後押しになって、英宗は果斷な肅清に出る決意を固めることができたのである。石亨の勢力は徹底的に肅清されたが、曹吉祥はこのとき難を免れている。曹吉祥勢力の崩壊は翌年の七月まで待たなければならぬ。遼東から石亨のときと同じく訴えを起こされると、曹吉祥と曹欽は兵を率いて皇宮を攻める反亂に走った。遼東は曹欽の軍に斬られ、李賢も傷を受けたが、結果として反亂は失敗に終わり、曹吉祥・曹欽の勢力は一舉に壊滅したのであった。⁷⁷以上、三節にわたり奪門功臣の興亡を軸に、功臣と閣臣の間の協力・對抗關係について述べてきた。功臣勢力の最終的な肅清は、皇帝英宗の勝利であるのと同時に、内閣閣臣たちの勝利でもあった。

英宗と奪門功臣の間には、閣臣の人選をめぐる争いが存在した。閣臣たちは石亨が倒れたら、曹吉祥に對抗し、英宗を支援して功臣勢力を肅清したのであった。内閣は中央權力において相當の地位を占めるようになったが、それは奪門功臣の勢力と對抗する過程のなかから成長したのである。特に李賢がその間に英宗の信頼を得たのである。

この後、天順六年十一月、呂原が病死すると、翌年の二月に詹事府詹事陳文が禮部右侍郎兼翰林院學士に昇進し入閣を果たした。⁷⁸これが天順期における最後の内閣人事であった。

第三章 閣臣の政治動向と内閣の性格

第一節 李賢の活躍

閣臣の職掌について、譚天星氏は『萬曆大明會典』「翰林院」をもとに、知經筵事・皇太子輔導・實錄編纂・科舉考官など三十五項目にまとめたが、同時に『明史』の記事を引いて、以下のようなことを閣臣の最も主要な職責であると指摘している。⁽⁷⁹⁾

可否を獻替し、規誨を奉陳し、題奏を點檢し、批答を票擬するを掌りて、以て庶政を平允す。⁽⁸⁰⁾

つまり、口頭または書面で皇帝のために建策したり、意見を提出したりすること、題本と奏本などの公文書を整理すること、皇帝の批答の草稿を作成すること、これらの業務を通じて政治を公正なものにするというのである。

しかし、これらの職掌は明代のどの時期の内閣にも當てはまる以上、天順時期の内閣政治の特色を明らかにするものとは言い難い。本章では、閣臣個人の行動を切り口にして、史料の中に特に多く見える、口頭や書面での政治的交渉に検討を加える。まず、閣臣たちと皇帝への上言の様相を見てみよう。

『明英宗實錄』を検索すると、全部で五十六件の上言に關する記事が見つかる(表二参照)⁽⁸¹⁾。そのうち人事任免に關するものが十六件あり、最も大きな比率を占める、人事に關する案件こそ、閣臣が皇帝と交流する時の最も主要な行爲であることに變わりはないだろう。ただし、他の方面のやりとりもあつたので、閣臣は政治の各方面に皇帝に影響を與えていたのである。

こうした統計をとるとき、閣臣の誰が上言したのかという點も重要である。【表二】によれば、「徐有貞等」が二件、「徐有貞・李賢」が一件、「徐有貞・李賢・許彬・薛瑄」が一件、「李賢」が二十九件、「岳正」が三件、「李賢等」が十一

表二

巻数	條目	名義	皇帝とのコミュニケーション
二百七十七	元年夏四月庚子	徐有貞等	禮部員外郎の人選推薦（人事）
二百七十七	元年夏四月丙午	徐有貞等	不良官員の摘發
二百七十八	元年五月乙酉	徐有貞・李賢	楊瑄の石亨告發への態度表明
二百七十八	元年五月壬辰	徐有貞・李賢・許彬・薛瑄	間所の兵士増加案
二百八十	元年秋七月庚午	李賢	吏部尚書の兼任辭退
二百八十	元年秋七月辛未	岳正	石亨・曹吉祥の離反を圖る
			火災に際しての石亨批判
			徐有貞投獄後の發言
二百八十五	元年十二月辛亥	李賢	皇太后の徽號
二百八十七	二年二月癸巳	李賢	兵部尚書の人選推薦（人事）
二百八十七	二年二月壬子	李賢等	官僚の父母への誥敕賜與
二百八十八	二年閏二月丁丑	李賢等	職官制度の整理
二百八十九	二年三月甲辰	李賢	皇太后の外戚孫氏に對する態度
二百九十一	二年五月辛丑	李賢	異民族の管理対策
二百九十三	二年秋七月癸卯	李賢等	皇太子授業の再開
二百九十三	二年秋七月戊申	李賢	英宗の奪門功臣批判への建議
二百九十三	二年秋七月庚戌	李賢等	邊境の防衛対策
二百九十五	二年九月辛丑	李賢	南京管糧官の人選推薦（人事）
二百九十六	二年冬十月乙卯朔	李賢	錦衣衛官校の不法への告發
二百九十六	二年冬十月戊辰	李賢	英宗の執政心得に對する發言
二百九十七	二年十一月丁未	李賢	禮部尚書の人選推薦（人事）
二百九十八	二年十二月戊寅	李賢	山川壇の祭祀
二百九十八	二年十二月癸未	李賢	祭酒の人選推薦（人事）
三百二	三年夏四月辛酉	李賢等	李來に進貢させる案
三百三	三年五月壬午朔	李賢	『通志』を再編修するための人選建議（人事）
三百三	三年五月己酉	李賢	奪門に對する考えの發表および奪門功臣批判
三百九	三年十一月乙巳	李賢	「賜第」の辭退
三百十	三年十二月辛亥	李賢	奪門正當性の否定
三百十三	四年三月丙戌	李賢等	進士劉健らの翰林院における教育
三百十七	四年秋七月壬辰	李賢・王翱・馬昂	英宗への安否伺い
三百十八	四年八月癸酉	李賢・王翱	兵部・工部侍郎の人選推薦（人事）
三百十九	四年九月壬午	李賢	戸部侍郎の人選推薦（人事）
三百二十	四年冬十月甲子	李賢・彭時・呂原・王翱・馬昂	西苑における閱兵の感想
三百二十二	四年閏十一月丙午	李賢	南京都察院左都御史の人選推薦（人事）

三百二十二	四年閏十一月戊午	李賢等	欽天官官員の罪の認定
三百二十七	五年夏四月乙未	李賢	英宗の執政心得に對する發言
三百二十七	五年夏四月己亥	李賢	冗官の削減對策（人事）
三百二十九	五年六月丁亥	李賢	錦衣衛官校の不法への告發
三百三十一	五年八月辛巳	李賢等	五軍都督府の人選推薦に關與しないことの請求（人事）
三百三十一	五年八月癸未	李賢	太子少保の「加官」の辭退
三百三十八	六年三月甲辰	李賢等	黃河の氷が解けた後の作戰對策
三百四十一	六年六月甲申	内閣臣	南京都察院右僉都御史の人選推薦（人事）
三百四十四	六年九月己酉	李賢	涼州を鎮守する副總兵の人選推薦（人事）
三百四十四	六年九月庚戌	内閣臣	時享太廟の日附變更の請求
三百四十五	六年冬十月丁亥	内閣臣	臨清における運糧船の對策
三百四十七	六年十二月乙丑	李賢	右軍都督僉事の人選推薦（人事）
三百四十七	六年十二月丁卯	内閣臣	南京における鹽密輸の對策
三百四十七	六年十二月戊辰	内閣臣	河南における水害の對策
三百四十七	六年十二月癸酉	内閣臣	進來品物の輸送方法
三百四十七	六年十二月甲申	李賢	禮部尚書の人選推薦（人事）
三百四十八	七年春正月癸卯	李賢	英宗が大祀天地の際に人に支え助ける案への答え
三百四十九	七年二月己卯	李賢	詹事府少詹事の人選推薦（人事）
三百四十九	七年二月丙戌	李賢	「鼓妖」という天譴の對策
三百五十一	七年夏四月己巳	李賢	土木工事に兵士を使うの建議
三百五十三	七年五月丙申	李賢等	河南における貪暴官員の處刑要求
三百五十九	七年十一月乙亥	李賢等	異民族進貢の對策

件、「李賢・王翱・馬昂」が一件、「李賢・王翱」が一件、「李賢・彭時・呂原・王翱・馬昂」が一件、「内閣臣」が六件となる。

『明英宗實錄』のほかに、閣臣と皇帝のやりとりの記事は、李賢の『天順日錄』にも見えるが、これは李賢個人の著作だから、李賢の活動ばかりに偏る傾きがあるし、故意に自分の功績を強調するような客観性の問題も存在する。これに比べると、『實錄』の總裁官には李賢のほかに、彭時・陳文も入っており、李賢一人が自らの功業を誇示するのは困難である。本稿が『實錄』をもとに統計をとったのもそのためだが、そうした場合であっても、李賢が最も皇帝の信頼を得、活躍していた閣臣であることがわかるのである。それでは、李賢はどのように内閣を主

導していたのだろうか。また、他の閣臣はどのように政治に参加していたのだろうか。

まず、復辟の時点に戻って検討しよう。当時、徐有貞は英宗復辟を断行した主謀者の一人として入閣したから、内閣の中心となる存在であった。このことは李賢本人も認めており、

賢自ら遭逢の難を念い、有貞を助けて底蘊を展盡し、知りて言わざること無し。⁽⁸²⁾

とする。徐有貞の地位が李賢の上位にあったのは間違いない。しかし、徐有貞と李賢は共同で召對を受けたり、また投獄されたりしたことを見れば、彼ら二人が共に皇帝に重用され、奪門功臣と共に中央政治を主導していたことがわかる。これに對して、薛瑄と許彬はあまり活躍した形跡がなく、皇帝への進言の場では、天順元年五月に閣臣が揃って上奏したときに登場するだけである。また、後に彼らに加えられた處罰も、徐有貞・李賢よりずっと軽いものだった。おそらく薛瑄・許彬は閣内でも中心にはおらず、内閣の権力は徐有貞と李賢の兩名に集中する傾向にあったといえよう。ただし、徐有貞の在任期間は極めて短く、その政治活動の記録も乏しい。閣臣の動向について詳しく検討できるのは、李賢が復職して以後のことである。

李賢は復職した當初、岳正・呂原の行動に全く關與しなかったし、一方、岳正と呂原も自らの活動を李賢に左右されはしなかった。李賢は英宗に文淵閣の事務を管掌させられる（『掌文淵閣事』）が、彼は内閣の長官ではなく、他の閣臣との間に上下關係もなかった。これは前朝の代宗期の場合もそうで、閣臣陳循は内閣の事務を管掌する（『掌内閣事』）よう命じられたが、⁽⁸³⁾ 皇帝が最も信頼を寄せていたのは王文だったので、陳循は王文ほどの影響力を發揮できなかったのである。李賢もこれと同様であり、岳正が内閣にいた時期には、内閣の主導者だったと言ふことはできない。

しかし、岳正の失脚後は、閣臣呂原と彭時が李賢を押しつけて、皇帝に直接進言した例は見られない。嘉靖期の翰林官黄佐が書いた翰林院（内閣が含まれる）の有職故實としての『翰林記』は次のように述べている。

祖宗以來、凡そ燕閒の際に於て、執政大臣・左右近侍時常に皆接見を得。…（中略）…景帝の時、壅蔽尤も甚だし。英

宗復辟するに及び、始めて其の由を知り、乃ち章奏を親決し、日び大學士李賢と之れを議す。賢便殿に據りて入奏す。舊規朝退毎に獨り留り、呼召を待たず、徑ちに上の燕閒に詣りて入見し、以て顧問を承く。然れども同列の彭時・呂原恆に與かるを得ず。⁽⁸⁴⁾

李賢は日常的に英宗から一人呼び出されたり、英宗のところに自分から進言に行ったりしていた。『明英宗實錄』『天順日録』を見る限り、李賢の行動から、他の閣臣も政策決定に参加していたかを判断することは難しいし、李賢による進言が他の閣臣の意見を反映していたのかどうかもわからない。しかし、召對のほかにも政治参加の手段は存在し、

凡そ發下裁斷有れば、賢ら一に至公より出づ。上其の無私を知り、委任益々隆し。凡事肯えて輕易に即出せず、必ず召して其の可否を問ひ、或いは中官を遣わして來問せしむ、其の當を得るに務め、然る後に行う。⁽⁸⁵⁾

とあり、「賢等」とある以上、英宗が裁決に迷った時の相談相手や、意見を求めた相手は李賢一人だけではなかった。おそらく他の閣臣も意見提出を求められる機会があつたであろう。ただ李賢は最も英宗が信頼を寄せていたため、他の閣臣と比べ皇帝との接觸の機会が最も多く、發言力もまた最も大きかつたのである。

第二節 他の閣臣の政治参加

彭時の『彭文憲公筆記』には、天順二年の皇太后尊號をめぐる李賢との對話が記されている。英宗は孫皇太后に尊號（聖烈慈壽皇太后）を加えたが、彭時はこのとき民衆まで對象とした大規模な恩典を行うことを主張した。一方、李賢の考えは先年既に大赦を二回も行ったので、さらに大赦を行うのは不要とするものであり、そのために彭時が提出した政策のうち、大赦は行わず、老人優遇の恩典のみ實施することになった。李賢は彭時の提案に同意し、草案を作成して英宗に進呈し、その批准を受けた。結局、官僚の七十歳以上の父母に誥敕を、八十歳以上の庶民に冠帯を與えることにしたのである。英宗は皇太后に尊號を加號した後、自ら李賢・彭時・呂原三人に銀や衣服を下賜したのであつた。⁽⁸⁶⁾

この過程を見る限り、閣臣全員が政策決定に参加したことは間違いない。ただし、彭時・呂原の政策決定に與えた影響は間接的・微弱で、内閣内部での検討段階に止まっていた。李賢が最終案をまとめて、英宗に草案を提出していたのである。おそらく李賢が單獨で進言を行った場合にも、その前にあらかじめ、他の閣臣と内容を検討することはしばしばあったはずである。

もう一つの例を挙げると、天順三年五月、李賢が奪門を批判する考えを英宗に表明したのも、他の閣臣から助言を得て行われたものである。尹直の『睿齋瑣綴録』は、それを李賢と彭時が相談した結果だと主張する。尹直の意見を彭時が李賢に伝え、李賢が英宗に提出したのは尹直の考えそのまま、英宗はこれを聞いて以後、ますます石亨らと疎遠になったという。⁽⁸⁷⁾本當に李賢が尹直の言葉を傳達したか否かは不明であり、内閣後輩としての尹直が李賢または彭時の功績を自分のものにしようとした可能性も除外できない。しかし、召對の前に、李賢と彭時が豫め検討の機會をもつのは、尹直の認識では普通のことであつたに違いない。

石彪が投獄される前月、英宗は閣臣を含めた五人に「賜遊」を行った。彭時はこのことを詳しく記述しており、

七月、尙書王翱・馬昂並びに内閣學士三人に南城に遊ぶを賜わる。中に宮殿樓閣十餘所有り、皆な宣廟上と遊幸する處なり。⁽⁸⁸⁾

とある。南城（今の北京普渡寺遺跡）は南内または南宮ともいい、英宗が代宗に軟禁された時に暮らしたところである。王翱は吏部尙書、馬昂は兵部尙書であり、二人は李賢の盟友であるばかりか、政府の人事・軍事の責任者であつた。おそらく英宗が李賢の意見を確認した後、奪門功臣の肅清に乗り出すに當たって、李賢ら五人の抱き込みを圖つたものと考えられる。

閣臣に對する南宮賜遊はこの一回限りではなく、天順三年十一月、英宗が奪門功臣に「自首」の命令を出した後にも、再度南宮賜遊を行なおうとした。

初め上南内に在り、其の幽靜を悦ぶ。既に復位し、數しば幸す。因りて殿宇を増置す。…(中略)…春暖かく花開く毎に、中貴に命じ内閣儒臣を陪して賞宴せしむ。⁹⁰⁾

このときはまさしく石亨勢力肅清の最終段階に当たり、また李賢が二度目の奪門批判の意見を提出する直前に当たる。これは英宗が李賢の奪門功臣批判の姿勢に感謝の意を表すためであろう。『明英宗實錄』の後文には遊宴の記事はないが、先に引用した彭時の記事のすぐ續きに、

是の秋、新たに行殿一所を作る、…(中略)…既に工を畢わり、乃ち學士李賢・呂原泊び時に命じて往觀せしむ、命を受け行を領する者、太監裴當なり。宴畢わり乃ち回る、時謹んで此に記し、上の恩徳を忘れざるを庶ねがうと云う。⁹¹⁾

とある。恐らく彭時がいう「新たに行殿一所を作る」は『實錄』の「殿宇を増置す」と同じことである。閣臣たちが宮殿落成以後に確かに賜遊を受けたことがわかる。

一方の李賢もこのような禮遇を受け、十二月に再度、奪門功臣に與しない態度を表明したので、石亨本人も含む勢力の肅清は促進された。南宮賜遊は奪門功臣の肅清と深い關係がある。そして、「賞宴」に預ったのは閣臣全員であったから、李賢だけでなく閣臣彭時・呂原も、英宗の奪門功臣勢力打倒に参加していたと考えられるのである。

第三節 閣臣間の矛盾と合議制の維持

閣臣たちが皇帝から「遊」「宴」を賜ったのは南城の場合だけではない。例えば、李賢は天順三年の西苑(今の北京中海地域)賜遊を記録し、そのため、「賜遊西苑記」を書き残している。その冒頭には、

天順己卯(三年)首夏の吉日、上中貴人に命じ、賢と吏部尙書王翱數人を引き西苑に遊ばしむ。明年も亦た之くの如し。又明年も亦た之くの如し。⁹²⁾

とある。しかし、彭時自身も参加していたのは間違いない。

己卯四月六日、旨有り、諸大臣に西苑に遊ぶを賜わる。…(中略)…是の日、宴を此に賜わる、羣臣沾醉して歸る。臣時已に其の詳を記す、此れ特だ其の梗概のみと云う。⁽⁹³⁾

ここで注目すべきは、李賢が彭時が出席した事實を述べていないことである。李賢が参加者の名を王翱しか記さなかったのは、自分と王翱を政府の最有力者と見做す気持ちの現れであろう。また、彭時を自身の部下だと見下した意識のために、李賢はわざと彭時の名前を記さなかったのであろう。李賢と彭時の関係は必ずしも良好ではなかったのかもしれない。また例えば、成化二十三年(一四八七)の進士、正徳十六年(一五二二)に世宗が即位した後に南京禮部尙書となった楊廉は彭時と李賢の関係を以下のように記しているのである。

英廟 向に大學士賢を用て獨り寵信せられ、數しば召對す。賢退きて亦た公に諮る、公正論を持し、肯えて詭隨せず、或いは色を失つて爭議するに至る。⁽⁹⁴⁾

李賢が英宗に信賴され、何度も召對を受けたというから、李賢のほうが明らかに彭時より立場は上である。しかし、彭時は李賢に迎合せず、自らの意見を堅持した。李賢は召對から戻ると、いつも彭時の意見を求めたというが、これがしばしば争論となったのである。

また、李賢が彭時に「謫」したのは、あくまで李賢の自發的な行爲であり、もし李賢の「謫」がなければ、彭時は政策決定に参加できなくなってしまう。

なお、ここで閣臣各自の性格を見逃してはいけない。もし閣臣が崇高な政治理想あるいは強烈な野心を抱くならば、彼が内閣ひいては朝廷を自分の支配下に置こうとする意向も強くなる。李賢はそのような人物であった。彼が入閣して間もなく、翰林院學士黃諫は入閣の祝賀に訪れたが、李賢は喜ぶ素振りを見せなかった。李賢は北宋の寇準と王嘉佑の對話を引用して黃諫に説明した。寇準は自分の評判を氣にして王嘉佑に尋ねた。王嘉佑は、「宰相にならないほうがいい」と答えた。續いてその理由として、「天下は太平をあなたに期待するでしょうが、君臣關係は水魚のごとくではないので、い

つ君主の信頼を失い失脚するかわからない。」と述べた。こうした典故を知る李賢は、「今は宰相はないが、特に内閣者が内相とみなされている。時局はこれほど悪く、入閣しても何をしようというのか。喜べるわけがない。」と感嘆して、入閣を喜ばない⁽⁹⁵⁾。ここで李賢が本當に喜んでいなかったかどうかはわからないが、自らを寇準になぞらえる気持ちはあるように見える。國政を主宰する抱負を抱いていたのだろう。

一方の彭時もまた強い性格の人物だから、兩者の衝突は避け難かったのではないか。

尹直は内閣に「公座」を設立することをめぐって、李賢と彭時・呂原の間に争いがあつたとする。公座とは長官たちの座席である。李賢は内閣の中で六部衙門のように、品位の通りに（循品秩）公座を設立しようとしたが、これに對し彭時と呂原の二人は反對の態度を表明した。彼らは皇帝が内閣に来ると南面して座り、北壁には「御贊壽星」「寶訓」が据えられるから、閣臣たちはそれを背にして座るのは不可だと申し立てたのである。英宗が孔子像を下賜して閣中に置きこの争論を調停したが、公座の設立は棚上げになり、閣臣たちはずっと腰掛けに座る結果となつた⁽⁹⁶⁾。

李賢が内閣の公座を設立しようとした動機は、表面的にはほかの皇宮外の役所と同様に施設を完備するためであつただろう。しかし皇宮の中で、臣下が皇帝のように南面して座るのは禮法に違反することであり、彭時と呂原は強硬に反論したのであつた。公座設立にはほかの動機があつたかもしれない。もし品位の通りに（循品秩）座席を並べると、李賢は最大の受益者になるのである。彼の品位が最も高く、しかも掌文淵閣事の肩書きを有するから、最上位に座ることになる。李賢が内閣の最高権力者だと誇示することは、彭時・呂原の認めたくないことであつた。それ故、彭時は『彭文憲公筆記』の中で、李賢に對し「好自尊大」「不顧是非」「直行己志」と否定的な評價を下したのである⁽⁹⁷⁾。彭時は明らかにこの件で不満の氣持ちを抱いている。彭時・呂原は召對のような皇帝と直接接觸する機會が少なかったが、公座の設置など内閣内部の事柄については、李賢も必ず他の閣臣と相談しなければならない。彭時は決して李賢のいいなりにならなかったから、李賢は閣内で思い通りに権力を振るうことができなかつたのである。

このときの英宗の態度も吟味すべきである。李賢は『天順日録』で英宗が自分の建議をつねに受け入れる様子を描くが、英宗は今回は李賢を依怙鼻頂しなかった。ここには閣臣の権力を互いに牽制させる意圖が働いていたのかもしれない。

躬ら政務を理め、凡そ天下の章奏一一親決し、決し難き者有れば、必ず賢を召し可否を商議す。⁹⁸

英宗は原則として自ら上奏文を處理し、裁決が難しい場合に、李賢を呼び寄せて相談したのである。ここには英宗の親政への志向が表れているだろう。

上言う、朕一日の間、五鼓に初めて起き、天を拜し、或いは足疾にて起つ能わずと雖も、亦た之れを跪拜す。拜し畢わり、司禮監の奏本一一自ら看、廟に朝して拜禮を行う、八廟皆な然り。出づれば則ち視朝し、退去して母后に朝し畢われば、復た政務に親しむ。⁹⁹

これも皇帝の親政と勤政の意志を表している。正統期の三楊または王振に國政を代理させる少年天子の姿がなくなり、天順期の英宗は終始この姿勢を維持していたのであった。もし李賢が内閣で唯一の最高権力者として振る舞えば、李賢の権勢は、皇帝権力の脅威になりかねない。英宗はこうした事態を期待してはいなかったのである。

おわりに

本稿は閣臣と皇帝・奪門功臣の政治的關係を主軸にして、内閣の人事變動・政治鬭争および閣臣間の相互關係など多方面の考察から、従来の研究成果とは異なる天順期内閣政治の姿を描き出した。英宗の復辟以後、閣臣の人事は奪門功臣の勢力の支配下にあったが、閣臣たちは終始それに對抗する姿勢を維持していた。結果として、新たに任命された閣臣たちは次々と失脚した。その後、英宗は奪門功臣による閣臣推薦の拒否を試み始め、英宗と奪門功臣の間で、誰を入閣させるかをめぐって綱引きが行われたが、英宗はこれらの閣臣の籠絡に成功していったと言える。そして、英宗が奪門功臣の肅清を仕掛けたとき、李賢を中心とする閣臣たちは、奪門功臣と敵對する態度表明と肅清への参加を通じて、初めて政治的

擡頭を果たしたのである。

英宗は奪門功臣の勢力を肅清する過程で、閣臣たちの力を借りて彼らに對抗していた。さらに、英宗は李賢・彭時・呂原らの支持を得て、ついに奪門功臣の勢力を徹底的に瓦解させたのであった。閣臣たちの行動が大きな貢献をしたことを見逃してはならない。

石亨・曹吉祥らは皇帝復辟という不安定な政治状態（また土木の變およびエセンの北京進出などの餘波も存在した）を利用し、專權を實現しようとしていた。彼らの権力の源泉は政變と軍功であり、それ故、中央政府への干渉は傳統や制度上の保障を備えてはいなかった。にもかかわらず、閣臣たちは最初、左遷・免職・入獄・負傷などの犠牲を拂うことを免れなかった。しかしその後、英宗が閣臣とりわけ李賢に信賴を寄せたために、李賢は中央政治において活躍し、口頭・書面形式での英宗への進言で、大きな影響力を振るうことができた。奪門功臣の掣肘がなくなって以後、内閣專權の状態に近づいていったが、それは英宗が許した範囲内で展開されたものであった。

また天順期には内閣内部においても變動が起こった。それは大體三つの段階に分けられる。第一期は復辟直後であり、徐有貞と李賢が内閣を主導し、許彬と薛瑄は補佐役を務めた時期である。第二期は岳正の短い在閣時期であり、岳正・呂原・李賢が互いに干渉せず、それぞれ獨自に行動した點に特徴がある。第三期は岳正が出閣し、彭時が入閣してからの時期である。内閣の主導權は李賢の元に集中され、彭時と呂原は李賢を押しつけて直接政治決定に参加することができなかったように見える。

しかし、第一期と第二期は長く存続しなかったもので、第三期が天順期内閣の主要な様式だと言えよう。すなわち、李賢と英宗の接觸に大部分の時間が費やされ、他の閣臣に皇帝との接觸の機會はあったにせよ、皇帝への影響力は李賢に遠く及ばず、彭時・呂原の政策決定への参加は主に内閣においての議論に限られていた。それにもかかわらず、李賢は内閣を自分の支配下に置くことができず、他の閣臣を従屬させることも不可能であったのである。

一方、もし李賢が自らの意志を押し通そうとすると、彭時・呂原の不満と反發を招くことになる。さらに、李賢はこうした場合には英宗からの支持も期待できない。英宗は内閣の一層の「專權」には抑制的な姿勢を取ったし、そのためには、閣臣たちの合議制を維持するのが一番理想的だったからである。

このように、天順初期の政治的不安定が収束した後、内閣では最終的に李賢を中心とする合議體制が維持されていた。しかし、ここで強調しなければならないのは、天順期のどの段階にかかわらず、閣臣間のいわゆる「序列化」あるいは上下・從屬關係は、形成されなかったことである。それ故、山本隆義氏が主張した閣臣間の序列化は存在せず、絶対的な權力を握る「首輔」も出現しなかったのである。また、譚天星氏が述べたような「李賢内閣」も成立していない。

李賢その人は奪門功臣肅清の過程を通じて、英宗の信頼を得ることに成功し、内閣の主導權を求めていたことがわかる。それにもかかわらず、閣臣たちは李賢を内閣のリーダーとすることを受け入れず、英宗も彭時らを無視してまで、李賢を支持することはなかった。結局、李賢は内閣でのリーダーシップを確立することができなかった。現實にはつねに、彭時・呂原らと妥協を圖らざるを得なかったのである。

天順期の内閣とは、依然として閣臣たちが互いに從屬しない合議式の中央機構であり、このことは以前の時期と本質的に相違はない。李賢をはじめとする内閣の指導力も、他の閣臣や大臣たちとの政治的交渉や妥協・對抗の過程を経て、絶えず合意形成を伴いながら實現すべきものだったのである。本稿は筆者なりに「動態的」な手法を、明代内閣政治史の研究に適用した試みである。今後ともこうした研究手法を自覺的に用いつつ、摸索をつづけてゆくことにしたい。讀者諸氏の忌憚のない批判を切に乞う次第である。

註

- (1) 杜乃濟『明代內閣制度』（臺灣商務印書館、一九六七年）、王其渠『明代內閣制度史』（中華書局、一九八九年）、譚天星『明代內閣政治』（中國社會科學出版社、一九九六年）、洪早清『明代閣臣群體研究』（華中師範大學出版社、二〇一二年）。
- (2) 例えば、方志遠『明代內閣的票擬制度』（江西師範大學學報（哲學社會科學版））、一九八七年第四期、楊業進『明代經筵制度與內閣』（故宮博物院院刊）、一九九〇年第二期、劉曉東『監閣共理與相權遊移——明代監閣體制探頤——』（東北師範大學學報（哲學社會科學版））、一九九八年第四期、祝總斌『試論明代內閣制度的非宰相性質』（『文史』、二〇〇二年第三輯）など。研究文獻の網羅的な紹介については、田澍『八十年代以來明代政治中樞模式研究述評』（『政治學研究』二〇〇五年第一期）、南炳文『輝煌、曲折與啓示——二〇世紀中國明史研究回顧——』（天津人民出版社、二〇〇一年）、孫熙隆『徘徊與思考……中國近三十年來明代內閣研究評述』（『中國史研究動態』、二〇一四年第二期）に譲る。一方、日本の研究成果の数は中國ほど多くはないが、山本隆義『明代の内閣』（『中國政治制度の研究——内閣制度の起源と發展——』東洋史研究會、一九六八年、第十三章）、谷井俊仁『改票考』（『史料』第七三卷第五號、一九九〇年）、阪倉篤秀『成化期における吏部權限縮小論——吏部と内閣——』（『明王朝中央統治機構の研究』汲古書院、二〇〇〇年、本編第四章）、高橋亨『明代内閣職掌形成過程の研究——經筵制度の成立を分析の焦點として——』（『史料』第九五卷第三號、二〇一二年）、城地孝『長城と北京の朝政——明代内閣政治の展開と變容——』（京都大學學術出版會、二〇一二年）など優れた成果が挙げられている。
- (3) 田澍『八十年代以來明代政治中樞模式研究述評』（『政治學研究』、一〇六頁）。
- (4) 孫熙隆『徘徊與思考……中國近三十年來明代内閣研究評述』（『中國史研究動態』、三六頁）。
- (5) 吳緝華『明代制度史論叢』（臺灣學生書局、一九七一年）、四頁。
- (6) 阪倉篤秀『明王朝中央統治機構の研究』、四頁。
- (7) 註(2)に紹介した阪倉氏・城地氏の研究。
- (8) 洪早清『明代閣臣群體研究』、二〇四—二〇九頁。
- (9) 例えば、甘懷眞『皇權、禮儀與經典詮釋……中國古代政治史研究』（喜瑪拉雅研究發展基金會、二〇〇三年）五一—一五二四頁、「皇帝制度是否爲專制？」を参照。
- (10) 山本隆義『中國政治制度の研究』、四八四—四八六頁。
- (11) 譚天星『明代内閣政治』、九五頁。
- (12) 王其渠『明代内閣制度史』、一〇四—二一〇頁。
- (13) 『明憲宗實錄』（中央研究院歷史語言研究所、一九六二年）成化二年十二月甲寅條、及び程敏政『光祿大夫柱國少

- 保吏部尚書兼華蓋殿大學士贈特進光祿大夫左柱國太師諡文達李公行狀」(以下、「李公行狀」と略す。『臺墩文集』臺灣商務印書館、一九八三年、卷四十に収録)を参照。
- (14) 『四庫全書總目提要』(臺灣商務印書館、一九六八年)卷一百七十集部二十三。
- (15) 暴鴻昌「李賢與天順政局——兼論李賢的理學及經世思想——」(『求是學刊』、一九九七年第六期)。
- (16) 龐乃明「李賢與明朝天順初年的政局」『信陽師範學院學報(哲學社會科學版)』第一九卷第四期、一九九九年。高會霞「試論李賢及其經世之行」『瀋陽大學學報』第二三卷第四期、二〇一一年。孫志鵬「試論李賢在天順朝的施政成就及其局限性」『牡丹江大學學報』第二一卷第六期、二〇一二年。
- (17) 王鏊『震澤紀聞』(『王鏊集』上海古籍出版社、二〇一三年に収録)卷上、李賢、「國朝自「三楊」後、相業無如賢者。其得君最久、亦能展布才猷。」
- (18) 『明史』(中華書局、一九七四年)卷一百七十六、李賢、「自三楊以來、得君無如賢者。」
- (19) 王鏊『震澤紀聞』卷上、李賢、「然在當時、以賄聞、亦頗恣橫。」
- (20) 彭時「彭文憲公筆記」(沈節甫『紀錄彙編』北京全國圖書館文獻縮微複製中心、一九九四年に収録)、「蓋李爲人、好自尊大、往往不顧是非、直行己志如此。」
- (21) 『明英宗實錄』(中央研究院歷史語言研究所、一九六二年)卷二百七十四、天順元年正月壬午條。
- (22) 『明史』卷一百八十、張寧、「帝疾不能從、而「奪門」之變作。」
- (23) 尹直「睿齋瑣綴錄」(學生書局、一九六九年)卷二、「英廟復辟之初、凡與擁戴者皆得陞職、謂之奪門功次。」
- (24) 『復辟錄』(沈節甫『紀錄彙編』北京全國圖書館文獻縮微複製中心、一九九四年に収録)、「自是求請無虛日、冒報功次陞六千餘人。」
- (25) 『明英宗實錄』卷二百七十四、天順元年正月丁亥條。
- (26) 王鏊『震澤紀聞』卷上、胡濙、「時王文威權赫奕、忤之者必死。」
- (27) 雷禮「國朝列卿記」(文海出版社、明萬曆間刊本、一七八八年)卷四十、「都御史王文首言當立、大學士陳循等皆唯唯、淡畏勢不能力爭。」
- (28) 皇太子改易の過程、閣臣の行動および後の自己辯護について、詳しくは任建敏「父有天下傳之子」・景泰三年易儲之議及其政治影響」(『中國文化研究所學報』六二號、二〇一六年)、一二四—一三三頁を参照。
- (29) 『廢帝郕王附錄』(『明英宗實錄』に収録、以下、「明代宗附錄」と略す)第三十三、景泰三年夏四月甲子朔條。
- (30) 『明代宗附錄』第十三、景泰元年八月癸未條、「王直・胡濙即將實情具聞。直等奏、帖實工部尚書兼翰林院學士高穀處接來、備載唐肅宗迎接上皇故事、正今日可效之良規。：(中略)：凡此數者、視舊定禮儀加重。」
- (31) 『明英宗實錄』卷二百七十四、天順元年正月壬午條。
- (32) 『明英宗實錄』卷二百七十四、天順元年正月甲申條。

- (33) 『明英宗實錄』卷二百七十五、天順元年二月癸卯條。
- (34) 李賢『天順日錄』(『古穰集』卷二十五)景印文淵閣四庫全書第一二四四冊、臺灣商務印書館、一九八五年に收録)、「石亨聞之、密謂賢曰、請子入閣。賢即固辭曰、不可。」
- (35) 李賢『天順日錄』(『古穰集』卷二十五)、「賢亦爲衆論所推入閣。」
- (36) 尹直『睿齋瑣綴錄』卷二、「公時亦以張賜薦入內閣、(後略)」。張賜という人物については、鄧士龍『國朝典故』(北京大學出版社、一九九三年)卷五十四、「睿齋瑣綴錄二・校勘記」八に、「明史卷一二英宗後紀、復辟錄皆作「張軌」、今據改」とあり、「張賜」は「張軌」であったことがわかる。
- (37) 王瓊『雙溪雜記』(景明刻本『今獻彙言』六冊、商務印書館、一九三七年に收録)、「時徐有貞、李賢爲吉祥所引入閣辦事。」
- (38) 『明英宗實錄』卷二百七十四、天順元年正月癸未條。
- (39) 『明英宗實錄』卷二百七十六、天順元年三月癸酉條。
- (40) 『明英宗實錄』卷二百七十八、天順元年五月甲子條。
- (41) 湯沐『公餘日錄』(『藏說小萃』、北京圖書館古籍珍本叢刊八十三、北京圖書館出版社、二〇〇〇年に收録)、「本朝仕宦中以理學爲務者惟薛文清一人。」
- (42) 李賢『天順日錄』(『古穰集』卷二十五)、「初、太監吉祥以有迎立功與國政、不通文墨、恐事歸司禮監、以此極力贊說、凡事與二學士商議而行、意欲籠絡附己。」
- (43) 李賢『天順日錄』(『古穰集』卷二十五)、「景泰間、山東連歲災傷。天順初、人猶饑窘、已發內帑銀三萬兩賑濟、有司以爲不敷、乞增之。上召有貞與賢曰、可從否。賢對曰、可。(中略)吉祥亦曰、朝廷錢財如山、不必吝惜。有貞不得已從之、遂增銀四萬兩。」
- (44) 『明英宗實錄』卷二百七十九、天順元年六月己亥條、六月壬寅條。
- (45) 『明英宗實錄』卷二百八十、天順元年秋七月庚午條。卷二百八十一、天順元年八月癸巳條。
- (46) 『明英宗實錄』卷二百七十九、天順元年六月己亥條、「既執政、以亨及吉祥貪橫、欲正之、數言於上。」
- (47) 『明史』卷一百七十一、徐有貞、「有貞既得志、則思自異於曹・石。」
- (48) 『明英宗實錄』卷二百七十八、天順元年五月乙酉條、「楊瑄言、直隸府縣連年水澇、民饑至于相食。河間縣惟一鄉田在高阜、民種小麥、日望收穫。而忠國公石亨令火者至彼、立標爲界、悉占爲己有。(中略)乞命巡按御史覆勘、但有侵占、悉令退還。庶幾民可安生。章人、上召內閣臣徐有貞・李賢聞之。皆曰、瑄所言公正、不避權幸、宜從其請。」
- (49) 『明英宗實錄』卷二百七十九、天順元年六月甲午條。六月己亥條、「謂其阿附有貞及賢主使御史劾亨。」
- (50) 李賢『天順日錄』(『古穰集』卷二十五)、「上知其不可、問賢可以勝此任者、且曰、若耿九疇何如。賢曰、陛下得其人矣。(中略)遂拜都御史。」
- (51) 『明英宗實錄』卷二百七十八、天順元年五月壬辰條、「學士徐有貞・李賢・許彬・薛瑄言于上曰、紫荊倒馬及龍泉谷

關往時俱添設官軍守備。近因石亨奏請釋放，以致各關空虛，倉糧缺軍防護。：(中略)：上命兵部摘神武，定州等衛官軍千五百人分戍之。」

- (52) 李賢『天順日錄』(『古穰集』卷二十五)、「內閣專權，欲除我輩。」

- (53) 『明英宗實錄』卷二百九十二、天順二年六月辛巳條、「致仕禮部左侍郎兼翰林院學士薛瑄·陝西布政司右參政許彬初在內閣時、寫敕賜晉王誤稱為兄王。以聞、命巡按御史鞠之、論瑄·彬當杖、上宥其罪、命彬亦致仕。」

- (54) 李賢『天順日錄』(『古穰集』卷二十五)、「是日晚、雷電大作、雨雹如注、大風拔木。祥之門老樹皆折、亨之宅水深尺餘。明日、即赦而出之。」

- (55) 『明英宗實錄』卷二百八十、天順元年秋七月乙丑、秋七月癸未條。

- (56) 『明英宗實錄』卷二百八十、天順元年秋七月庚午條。

- (57) 『明英宗實錄』卷二百七十九、天順元年六月庚子條、六月癸卯條。

- (58) 廖道南『殿閣詞林記』卷十六、匡弼、「時忠國公石亨與太監曹吉祥怙寵擅權。有投匿名書指斥朝政者、：(中略)：亨勸上出榜募能捕告、賞以三品職。上令內閣撰榜格。岳正與呂原見上曰、為政自有體、盜賊責兵部、姦宥責法司、豈有天子自出榜購募之理。：(後略)：」

- (59) 『明英宗實錄』卷二百八十、天順元年秋七月辛未條、「初、正言於上曰、石亨·吉祥等恃寵驕橫、恐貽後患。臣請問二人、使各懷疑貳、去之猶反掌。：(中略)：且勸吉祥辭兵柄。

吉祥·石亨因合謀去正。會承天門災、正極言石亨將為不軌、：(中略)：及徐有貞繫獄、正又言宜復用有貞、則天變可弭。吉祥·石亨言正黨附有貞。上命調正外任。」

- (60) 『明英宗實錄』卷二百七十六、天順元年三月辛巳條。卷二百七十九、天順元年六月戊申條。

- (61) 崔銑『明臣十節』(『洄詞』卷六)、『景印文淵閣四庫全書』第一二六七冊、臺灣商務印書館、一九八五年に收錄、「正曰、今內臣武臣權重。上頷之曰、已諭。岳公退告曹欽·石彪、令謝兵歸第、不然上將有疑心。二凶走告太監吉祥、吉祥詣上垂泣免冠請死具道所由。上曰、無之。乃召正責其漏言。：(中略)：上不說、二凶遂陷岳公西戍。」

- (62) 李賢『天順日錄』(『古穰集』卷二十五)、「賢自再入閣、立意退避、必待宣方趨侍。不然只在閣內整理文書封進、雖十日不召亦不往。」

- (63) 『明英宗實錄』卷二百八十二、天順元年九月甲子條。

- (64) 『明英宗實錄』卷一百八十一、正統十四年八月丙子條。『明代宗附錄』第六、景泰元年閏正月丁卯條。

- (65) 彭時『彭文憲公筆記』、「上御文華殿、召臣時入見、令近榻前問曰、爾時正統十三年狀元耶。：(中略)：上笑曰、正好用事、出外喫酒飯去。時叩頭退。已而命下、着文淵閣辦事。」

- (66) 彭時『彭文憲公筆記』、「有負權寵者語人曰、我欲薦彭某入閣、因未與接識、故未果。：(中略)：予對曰、承厚愛、然決不能往。」

- (67) 『明史』卷一百七十六、讚、「閣臣自三楊後、進退禮甚輕。

爲帝所親擢者、唯時與正二人。」

- (68) 『明英宗實錄』卷二百八十、天順元年秋七月乙丑條、秋七月辛巳條。

(69) 李賢『天順日錄』(『古穰集』卷二十五)、「凡左右薦人、必召賢問其如何、賢以爲可者、即用之、不應者、即不用。」

- (70) 『明英宗實錄』卷二百八十七、天順二年二月癸巳條。

(71) 『明英宗實錄』卷三百三、天順三年五月己酉條、「上召內閣臣李賢問迎復事。賢曰、當時亦有邀臣與謀者、臣以爲不可、不敢從。上問、何爲不可。賢曰、天位乃陛下所固有者、若景泰不起、文武百官表請陛下復位、何用如此勞攘。此輩其實貪圖富貴、非爲社稷計。彼時若景泰先覺、石亨輩何足惜、不審陛下何以自解。…(中略)…上深以爲然。」

- (72) 『明英宗實錄』卷三百六、天順三年八月庚戌朔條。

(73) 『明英宗實錄』卷三百十二、天順四年二月癸亥條、二月丁卯條。

- (74) 『明英宗實錄』卷三百九、天順三年十一月己亥條。

- (75) 『明英宗實錄』卷三百十一、天順四年春正月癸卯條。

(76) 『明英宗實錄』卷三百十、天順三年十二月辛亥條、「上召內閣臣李賢論及迎駕奪門功。賢曰、迎駕則可、奪門二字豈可示後。且景泰不諱、陛下即當復位。天命人心、無有不順、何必奪門。況內府門豈可言奪。言奪門者、徒欲張大其功耳。…(中略)…上深然之、遂命凡有奏請、不用奪門二字。」

(77) 李賢『天順日錄』(『古穰集』卷二十七)、「遇臬方出、斬其首、碎其尸。…(中略)…時恭順侯吳瑾、左都御史寇深俱被殺死、予被傷。在吏部、至晚大雨不止、聞官軍圍欽等於

其宅、盡誅之。」

- (78) 『明英宗實錄』卷三百四十九、天順七年二月壬戌條。

- (79) 譚天星『明代內閣政治』、四二—四三頁。

(80) 『明史』卷七十二、職官一、「掌獻替可否、奉陳規誨、點檢題奏、票擬批答、以平允庶政。」

(81) 天順八年春正月の丁巳條、庚申條、己丑條に、李賢による皇帝の安否伺いもあるが、それは他の大臣や「文武羣臣」との共同の行爲だから、ここでは統計に加えない。

(82) 李賢『天順日錄』(『古穰集』卷二十五)、「賢自念遭逢之難、助有貞展盡底蘊、知無不言。」

- (83) 『明代宗附錄』第八十六、景泰七年秋七月丙申條。

(84) 黃佐『翰林記』(商務印書館、一九三六年)卷六、召對、「祖宗以來、於凡燕閒之際、執政大臣、左右近侍時常皆得接見。…(中略)…景帝時、壅蔽尤甚。及英宗復辟、始知其由、乃親決章奏、日與大學士李賢議之。賢據便殿入奏。舊規每朝退獨留、不待呼召、徑詣上燕閒人見、以承顧問。然同列彭時、呂原恒不得與焉。」

(85) 李賢『天順日錄』(『古穰集』卷二十六)、「凡有發下裁斷、賢等一出至公。上知其無私、委任益隆。凡事不肯輕易即出、必召問其可否、或遣中官來問、務得其當然後行。」

(86) 彭時『彭文憲公筆記』、「予謂李公曰、此事前所未有、宜有恩典及人。…(中略)…李公喜曰、是。即擬仁政數條進呈、上大悅、命即行之。…(中略)…上御文華殿、召時等三人近前、賜銀兩表裏有差。」

(87) 尹直『嘗齋瑣綴錄』卷二、「予私與彭純道先生言、所奪

者何門、禁門豈可奪、當時景帝果薨、羣臣萬姓不能擁戴上皇以復寶位、何煩用兵喋血於禁邪。況當日景帝已擬力疾出視朝、若南宮出稱緩、事即不成、不知石亨輩置上皇於何地。(中略)而今乃以奪門爲功、果何謂邪。彭先生聞言於李公元德。(中略)上頓悟、即加疏絕。」

(88) 彭時『彭文憲公筆記』、「七月、賜尙書王翱・馬昂并內閣學士三人遊南城、中有宮殿樓閣十餘所、皆宣廟與上遊幸之處也。」

(89) 『明史』卷一百七十六、李賢、「時勸帝延見大臣、有所薦、必先與史兵二部論定之。及入對、帝訪文臣、請問王翱。武臣、請問馬昂、兩人相左右。故言無不行、而人不病其專。」

(90) 『明英宗實錄』卷三百九、天順三年十一月庚子條、「初上在南內、悅其幽靜。既復位、數幸焉。因增置殿宇。(中略)每春暖花開、命中貴陪內閣儒臣賞宴。」

(91) 彭時『彭文憲公筆記』、「是秋、新作行殿一所、(中略)既畢工、乃命學士李賢・呂原泊時往觀焉、受命領行者、太監裴當也。宴畢乃回、時謹記於此、庶不忘上恩德云。」

(92) 李賢「賜遊西苑記」(『古穰集』卷五)、「天順己卯首夏吉日、上命中貴人引賢與吏部尙書王翱數人遊西苑。明年亦如之。又明年亦如之。」

(93) 彭時『彭文憲公筆記』、「己卯四月六日、有旨、賜諸大臣遊西苑。(中略)是日、賜宴於此、羣臣霑醉而歸。臣時已記其詳、此特其梗概云。」

(94) 楊廉『琬琰錄』(陶珽『說郛續』卷第八)、「英廟向用大學士賢獨見寵信、數召對。賢退亦諳公、公持正論、不肯詭

隨、或至失色爭議。」

(95) 李賢「雜錄」(『古穰集』卷三十)、「天順初、眾論薦予入內閣。翰林黃諫卽來見予、曰、恭喜先生入閣。予曰、此何喜也。諫曰、何謂不喜乎。予曰、昔寇準問王嘉佑、外議如何。對曰、丈人早晚入相、以我觀之、不如不相之愈也。準曰、何如。曰、丈人負天下之望、卽入相、天下以太平責之、丈人自料君臣寧若魚之有水乎。準深服之、以爲高見遠識。今雖無相、猶以入閣爲內相、時事如此、入閣何爲。未見其可喜也。」

(96) 尹直「審齋瑣綴錄」卷四、「天順間、李文達公欲循品秩設公座如部堂之儀、彭・呂二先生對以往時駕嘗幸此中座、今尙有御贊壽星及寶訓在上、誰敢背而坐。英廟聞之、乃賜孔子銅像置閣中、而月給香燭。」なお、翰林院の實質最高權力者も閣臣であるから、閣臣たちは翰林院において公座を持つていた(王士禛『池北偶談』中華書局、一九八二年、卷一、談故一、「明洪武十五年、設內閣大學士、上命皆於翰林院上任。十八年、又命殿閣大學士・左右春坊大學士俱爲翰林院官、故院中設閣老公座於上、而掌院學士反居其旁。)

(97) 彭時『彭文憲公筆記』、註(20)に同じ。

(98) 李賢「天順日錄」(『古穰集』卷二十五)、「上躬理政務、凡天下章奏一一親決、有難決者、必召賢商議可否。」

(99) 李賢「天順日錄」(『古穰集』卷二十七)、「上言、朕一日之間、五鼓初起、拜天、雖或足疾不能起、亦跪拜之。拜畢、司禮監奏本一一自看、朝廟行拜禮、八廟皆然。出則視朝、退去朝母后畢、復親政務。」

THE GRAND SECRETARY LI XIAN AND THE EVOLUTION OF *NEIGE* POLITICS IN THE TIANSHUN ERA OF THE MING DYNASTY

SONG Yuhang

This paper focuses on the *Neige* 內閣 (the Grand Secretariat) during the Tianshun era of the Ming dynasty and studies the evolution of *Neige* politics beginning the Restoration (奪門) of Emperor Yingzong. The first section introduces the life and works of Li Xian 李賢, who was one of the Grand Secretaries (閣臣). The second section examines the changes in the personnel of Grand Secretariat, mainly by observing the political ties among Emperor Yingzong, Grand Secretaries, and Meritorious Retainers of the Restoration. The third section analyzes and summarizes the political activities of Grand Secretaries and the characteristics of the *Neige*.

Shortly after the Restoration, conflict arose between the Meritorious group and the Grand Secretaries. Emperor Yingzong formed an alliance with the Grand Secretaries, and through their power, he successfully purged the Meritorious Retainers group. Although the Grand Secretaries made many sacrifices, they were able to gain political power by declaring their anti-Meritorious Retainers position and participating in the purge. At the same time, evolution within the *Neige* can also be seen. Due to the conflict with Meritorious Retainers, by the time of the purge, only Li Xian, Peng Shi 彭時, and Lü Yuan 呂原 remained within the *Neige*. At that time, Li Xian had gained the trust of Emperor Yingzong, so he alone could communicate with the emperor via verbal or written means at most times, and Peng and Lü were unable to participate directly in political decision-making. Even if the other Grand Secretaries had a chance to communicate with the emperor, their influence was far less than that of Li Xian. Nevertheless, Li Xian could not keep the *Neige* under his control, and the other Grand Secretaries would not obey him. If Li Xian had pushed his will and ideas, he would have faced the resentment and resistance from other Grand Secretaries. Moreover, Emperor Yingzong did not wish to grant greater power to the *Neige*, so Li Xian could not rely on the emperor. Li Xian continually strove for leadership in the *Neige*, in other words, he tried to build a superior-subordinate relationship within the *Neige*, but he failed. In conclusion, a superior-subordinate relationship was not formed and merely a collegial system was maintained within the *Neige*.